

議案第 5 3 号

あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

手数料の額を改める必要がある。

あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 9 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 8 条第 5 号及び第 5 2 条第 2 号中「2, 0 0 0 円」を「4, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。